

学校給食費の公会計化についてのQ&A

令和3年2月作成

【お問い合わせ先】

輪島市教育委員会 教育総務課

電話 0768-23-1171

FAX 0768-23-1199

メール kyouiku@city.wajima.lg.jp

Q1 公会計化のメリットは何ですか？

- A1 ①市の会計ルールで予算の執行を行い、監査を受けることとなりますので、会計処理の透明性がより向上します。
- ②学校給食費の状況を市で随時把握でき、公的扶助の相談など未納への早期対応が可能となります。これにより未納者の増加を防ぎ、公平性が確保されます。
- ③学校給食費の未納額に影響されることなく、安定した内容の学校給食が実施されます。
- ④教職員の学校給食費の徴収管理にかかる負担を軽減し、児童生徒に向き合う時間が増えます。

Q2 「学校給食提供申込書」の提出は必ず必要ですか？

- A2 お子様为学校給食の提供を受けるためには、必ず提出が必要です。
- 就学援助の認定を受けている方も、お子様が学校給食の提供を受けるためには、必ず提出が必要です。
- 学校給食の提供を希望せず、弁当を持参する場合などは、提出不要です。

Q3 学校給食費の単価はどのように決められているのですか？

- A3 保護者の皆様にご負担いただく学校給食費は、学校給食に使う食材を買うことに使っています。多様な食材を使った、栄養のある学校給食を提供するために必要な食材の購入価格を考慮して決めています。

Q4 納期ごとの納付額はどのように決められているのですか？

- A4 4月から翌年3月までの1年間に200回学校給食を実施すると仮定し、単価をかけて、年間の学校給食費の基本額を算定します。
- ①学校集金(学校納付金)と併せて口座振替等で納付される場合は、基本額を11で割った額(100円未満の端数は、2月分に含めます。)を4月から翌年2月まで毎月お支払いいただくこととなります。
- ②児童手当からの天引きで納付される場合は、基本額を3で割った額(100円未満の端数は、2月分に含めます。)を6月、10月及び翌年2月にお支払いいただくこととなります。
- 年間の学校給食の実施回数は、学校や学年により異なりますので、2月分で納付額を調整します。

Q5 なぜ学校給食費の調整が必要なのですか？

- A5 実施回数の200回というのは、土・日・祝日や夏休みなどの長期休みを除いた学校開校日の日数で、学校給食の最多実施日数です。しかし、実際には、遠足等の行事があるため、200回よりも少なくなる見込みです。また、学校や学年により行事日程も異なりますので、調整します。

**Q6 学校給食費の調整を、なぜ3月期ではなく2月期の納期で行うのですか？
2月期では、3月に臨時休校があった場合、多数の返金が発生しませんか？**

A6 まず、中学校3年生や小学校6年生の保護者が納付しやすいよう、卒業する前の2月期を最終納期としています。

輪島市では3学期の終業式を行う3月24日まで学校給食を実施しており、臨時休校等で急きょ学校給食を実施しない場合もあることから、学校給食の年間実施回数は、3月24日まで確定しません。このため、学校給食費の調整は、実施予定回数で行いますが、3月期で調整を行うこととしても、確定から納期限までの期間が短いことから、確定日数で調整を行うことができません。

もし調整後に、臨時休校等で実施回数が減り、学校給食費の返金が必要となった場合は、翌年度の5月期の納期（児童手当からの天引きで納付の場合は6月期）で納付額の調整を行います。

Q7 学校給食のない8月になぜ学校給食費の納期があるのですか？

A7 毎月の納付額が納めやすい金額となるよう納期を年11回としたためです。8月に納期はありますが、学校給食を実施する3月に納期はありません。

Q8 学校給食費の支払方法は、どのようになりますか？

A8 学校給食費の支払方法は、学校集金（学校納付金）と併せて口座振替や現金で納付していただくか、児童手当からの天引きとなります。

学校集金（学校納付金）と併せての納付は、令和3年度限りの納付方法で、令和4年度からは口座振替で納付していただく予定です。

児童手当からの天引きは、輪島市から児童手当を支給している方が対象となるため、児童手当が職場から支給される公務員の方や、輪島市以外の市町村から児童手当を受給されている方は、児童手当からの天引きはできません。

Q9 就学援助の認定を受けている（申請予定の）場合、学校給食費の支払いはどうなりますか？

A9 就学援助の認定を受けている世帯の児童生徒には、学校給食そのものを提供する「現物給付」としますので、学校給食費を納付する必要はありません。

就学援助の申請中で、まだ認定されていない場合や、就学援助が停止又は廃止となった場合などは、認定するまでの間、保護者が学校給食費を納付していただく必要があります。

Q10 食物アレルギー等で学校給食の食材の一部が食べられない場合はどうなりますか？

A10 食物アレルギー等で学校給食の食材のうち、「飲用牛乳」、「パン」、「米飯」、及び「飲用牛乳以外の全ての給食」が食べられない場合は、それらの食材の提供を停止し、停止する食材の費用の減額または返金を行いますので、「学校

給食食材一部停止届」を通学先の学校に提出してください。

また、食物アレルギー等がある場合は、必ず学校にご相談ください。

(1) 一部停止する食材の費用の減額等について

一部停止する食材に応じて、学校給食1食当たりにつき、次のとおり減額または返金します。

一部停止する 食材	減額または返金する金額	
	小学校	中学校
①飲用牛乳	飲用牛乳の購入価格	飲用牛乳の購入価格
	注)55円	注)55円
②パン	ミルク 50g の購入価格	ミルク 60g の購入価格
	注)45円	注)47円
③米飯	白飯 70g の購入価格	白飯 100g の購入価格
	注)51円	注)61円
④飲用牛乳以外 の全て	単価から飲用牛乳の購入価格を差し引いた額	単価から飲用牛乳の購入価格を差し引いた額
	注)225円	注)265円

注) 購入価格は毎年度変更されます。上記の金額は令和2年度の購入価格です。

購入価格に1円未満の端数がある場合は、その端数を四捨五入します。

(2) 食物アレルギーに対する学校給食実施基準

輪島市教育委員会では、「食物アレルギーに対する学校給食実施基準」に基づき、学校給食を実施しています。

小学校と中学校への入学時に、学校給食における食物アレルギー対応の希望を確認し、この実施基準に基づき、次のとおり、AからDまでの4つの対応方法をとっています。それぞれの対応方法に対する学校給食費は次のとおりです。

対応方法		学校給食費について
A：完全弁当持参		学校給食費を徴収しません。
B：一部弁当持参 (主食、牛乳の単位で 返金、減額する)	① 飲用牛乳提供停止	上記(1)の表のとおり学校給食費を減額または返金します。
	② パン提供停止	
	③ 米飯提供停止	
	④ 飲用牛乳以外の全ての給食の停止	
C：給食室で除去食(一部代替え品あり)		通常の学校給食と同額の学校給食費を徴収します。
D：詳細な献立表を見て自分で除く		通常の学校給食と同額の学校給食費を徴収します。